

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を 改正する法律の概要

《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,727(平成22年3月31日現在)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

② 円滑化のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替
- 住民発議・住民投票
- 合併特例区

《施行期日》

平成22年4月1日

《合併特例法に係る国の財政支援措置について》

旧 法	新 法	改正法
<p>平成17年3月31日まで (平成17年3月31日までに合併申請した場 合には、平成18年3月31日まで経過措置)</p> <p>1) 普通交付税による措置</p> <p>① 普通交付税の算定の特例 (合併算定替)</p> <p>合併が行われた年度及びこれに続く10 カ年度は、合併前の旧市町村が存在すると仮 定して算定した普通交付税の額を保障。さら に5カ年度(0.9～0.1)は激変緩和措 置。</p> <p>② 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (合 併補正)</p> <p>合併後における行政の一体化(基本構想の 策定・改定、システムの統一、ネットワーク の整備等)に要する経費等に対する措置。</p>	<p>平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで</p> <p>1) 普通交付税による措置</p> <p>① 普通交付税の算定の特例 (合併算定替)</p> <p>合併後9～5カ年度(平成21年度合併は 5カ年度)は、合併がなかったものと仮定し て毎年算定した普通交付税の額を保障。さら に5カ年度(0.9～0.1)は激変緩和措 置。</p> <p>② 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (合 併補正)</p> <p>合併後における行政の一体化(基本構想の 策定・改定、システムの統一、ネットワーク の整備等)に要する経費等に対する措置。</p>	<p>平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで</p> <p>1) 普通交付税による措置</p> <p>① 普通交付税の算定の特例 (合併算定替)</p> <p>合併年度とこれに続く5年度について合 併がなかったものと仮定して毎年算定した 普通交付税の額を保障。さらに5カ年度 (0.9～0.1)は激変緩和措置。</p>
<p>2) 特別交付税による措置</p> <p>① 合併準備経費に対する財政措置</p> <p>合併協議会への負担金、合併に向けての啓 発事業等の合併準備経費の2分の1につい て措置。(旧2市4町合併時：114,949千円)</p> <p>② 合併移行経費に対する財政措置</p> <p>合併関係市町村の速やかな一体性の確立 を図るため、合併前に要する電算システム統 合等の経費の2分の1について措置。</p> <p>③ 合併市町村に対する財政支援措置</p> <p>合併を機に行う新たなまちづくり、公共料 金の格差是正、公債費負担の格差是正、土地 開発公社の経営健全化等の経費について、合 併が行われた年度又はその翌年度から3カ 年にわたり措置 (旧2市4町合併時：868,088千円)</p>	<p>2) 特別交付税による措置</p> <p>① 合併準備経費に対する財政措置</p> <p>構想対象市町村が合併協議会を設置した 場合に、合併市町村基本計画の策定経費や合 併協議会開催経費等の合併の準備に要する 経費について措置。</p> <p>② 合併移行経費に対する財政措置</p> <p>構想対象市町村が合併市町村の速やかな 一体性の確保を図るため、合併前に要する電 算システム統合等の経費について措置。</p> <p>③ 合併支援のための公債費負担の格差是正措 置</p> <p>合併市町村の公債費負担の格差にかかる 利子または地方債の繰上償還に伴う補償金 に対する措置。</p>	<p>2) 特別交付税による措置</p> <p>① 合併準備経費に対する財政措置</p> <p>市町村が合併協議会を設置した場合に、 合併市町村基本計画の策定経費や合併協議 会開催経費、広報紙作成経費等の合併準備 のために必要な経費について措置。</p> <p>② 合併移行経費に対する財政措置</p> <p>合併市町村の一体性の速やかな確立を図 るために必要な電算システム統合経費、交 通標識・各種看板の書換え等の経費につい て措置。</p> <p>③ 合併支援のための公債費負担の格差是正措 置</p> <p>合併市町村間の公債費負担の格差に係る 利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に 対する措置。</p> <p>④ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置</p> <p>合併直後の行政の一体化、行政水準・住 民負担水準の格差是正に要する経費等に対 する措置</p>
<p>3) 地方債による措置</p> <p>① 合併特例債</p> <p>市町村建設計画に掲載された事業につい ては、合併が行われた年度及びこれに続く 10カ年度に限り地方債を充当(95%)で き、元利償還金の一部(70%)を普通交付 税で措置</p> <p>○対象事業</p> <p>一体性の速やかな確立・均衡のある発展のた めの公共的施設整備事業等地域住民の連帯 の強化・旧市町村の区域の地域振興等のため の基金の積み立て</p> <p>② 合併推進債</p> <p>合併施行前の合併重点支援地域において、 合併関係市町村が広域的に行う公共施設・公 用施設の整備事業に対する財政措置</p>	<p>3) 地方債による措置</p> <p>① 合併推進債</p> <p>構想対象市町村及び合併市町村が行う事 業に対して合併推進債を充当(90%)。元 利償還金の40%(ただし、市町村合併によ る行政コストの合理化効果の発現に繋がる 事業については50%)を普通交付税措置。 また、県が行う合併市町村の一体化を促進 するための道路事業も対象とする。ただし、 1 合併市町村当たり1事業とする。 ○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町相互間の道路、橋梁等 ・電算システムの統合、地域イントラネット ・火葬場、斎場 ・その他特に必要と認められる事業 	<p>3) 地方債による措置</p> <p>① 地域活性化事業債</p> <p>合併特例法下で合併した市町村等が行う 事業に対して地域活性化事業債を充当 (90%)。元利償還金の30%を普通交付 税措置。</p> <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月1日以降に合併を行う合 併市町村が実施する事業又は合併関係市 町村等が連絡調整して一体的に行う事業 ・合併市町村基本計画に基づき実施する事 業 ・合併の円滑化のために必要不可欠な事業 として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改 修並びに合併市町村相互間の電算システ ム及び防災行政無線等の統合整備等
<p>4) 市町村合併推進補助金</p> <p>① 合併準備補助金</p> <p>合併協議会を設置した場合、構成市町村に 対して1市町村につき500万円を限度に 補助(旧2市4町合併時：30,000千円)</p> <p>② 合併市町村補助金</p> <p>平成17年3月31日までに合併した場 合、合併後3カ年、市町村建設計画に位置づ けられた事業で全国的にモデルとなる事業 に対し、合併する市町村の人口規模に応じて 補助(旧2市4町合併時：720,000千円)</p>	<p>4) 市町村合併推進補助金</p> <p>① 合併準備補助金</p> <p>合併協議会を設置した場合、構成市町村に 対して1市町村につき500万円を限度に 補助(旧2市4町合併時：30,000千円)</p> <p>② 合併市町村補助金</p> <p>平成17年3月31日までに合併した場 合、合併後3カ年、市町村建設計画に位置づ けられた事業で全国的にモデルとなる事業 に対し、合併する市町村の人口規模に応じて 補助(旧2市4町合併時：720,000千円)</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>